

2025年11月6日

各 位

会 社 名 株式会社ケイファーマ
代表者名 代表取締役社長 福島 弘明
(コード: 4896、東証グロース)
問合せ先 常務取締役 CFO 松本 真佐人
(TEL. 03-6629-3380)

業務提携に関する基本契約の締結、及び第三者割当による 第1回乃至第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2025年11月6日開催の取締役会において、アルフレッサ株式会社（以下「アルフレッサ」といいます。）との間で、本日付で業務提携基本契約書（以下「本業務提携基本契約」といいます。）を締結すると共に、アルフレッサに対して第三者割当の方法により第1回乃至第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、それぞれを「第1回新株予約権付社債」、「第2回新株予約権付社債」及び「第3回新株予約権付社債」といい、総称して「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」といいます。）を発行すること（以下「本第三者割当」といいます。）について決議いたしましたので、お知らせいたします。

I. 業務提携

1. 業務提携の理由

当社は、有効な治療法が確立していない神経難病に対して、当社取締役 CSO (Chief Scientific Officer) 兼慶應義塾大学教授、再生医療リサーチセンター センター長の岡野栄之、及び当社取締役 CTO (Chief Technology Officer) 兼同大学医学部整形外科学教室教授の中村雅也を中心とした長年の基礎研究の成果を実用化し、一刻も早く臨床の現場に有効な治療法を届けるため、慶應義塾大学医学部発のベンチャー企業として、2016年11月に、「医療イノベーションを実現し、医療分野での社会貢献を果たします」を経営理念として、医薬品及び再生医療等製品の研究・開発・製造・販売を事業目的として設立いたしました。

アルフレッサグループは、アルフレッサを中心とした医療用医薬品、医療用検査試薬、医療機器・材料等の卸販売、アルフレッサ ヘルスケア株式会社を中心とした一般用医薬品等の卸販売、アルフレッサ ファーマ株式会社（以下「アルフレッサ ファーマ」といいます。）を中心とした医薬品、医療用検査試薬、医療機器・用具、医薬品原薬等の製造販売及びアポクリート株式会社を中心とした調剤薬局の経営を主たる事業としている医薬品の国内取扱いにおいて有数のグループ企業になります。

当社はこれらを勘案し、2023年3月にアルフレッサ ファーマと「ロピニロール塩酸塩を活用したALS治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を締結し、2023年8月にはアルフレッサ ホールディングス株式会社（以下「アルフレッサ HD」といいます。）と「資本及び業務の提携に関する基本合意書」の締結を行い、当社株式 315,700 株の割当と併せ、日本国内における戦略的な業務提携を推進していくところであり、サプライチェーン構築推進の為、再生医療事業における KP8011（亜急性期脊髄損傷）に関する治験製品及び今後上市する製品の主に流通部分を強化することを目的とし、アルフレッサと2025年11月6日に本業務提携基本契約を締結すると共にアルフレッサを割当予定先とする本新株予約権付社債を発行することを決定いたしました。

2. 業務提携の内容

アルフレッサと 2025 年 11 月 6 日付で締結した本業務提携基本契約に基づき、以下のとおり業務提携を行います。なお、本業務提携契約において役員受入や株式保有制限等はございません。

(ア) 「ケイファーマ開発コード: KP8011」で特定される亜急性期脊髄損傷の治療に使用されるこ

とが直接の目的とされる再生医療等製品に係る治験製品及び市販品の供給体制の構築に関する共同研究開発。

- (イ) 「ケイファーマ開発コード：KP8011」で特定される亜急性期脊髄損傷の治療に使用されることが直接の目的とされる再生医療等製品の市販品の日本国内における独占的卸売販売権および治験製品の日本国内における独占的な輸送・配送に係る権利の付与。

3. 業務提携の相手先の概要

(1) 名 称	アルフレッサ株式会社								
(2) 所 在 地	東京都千代田区神田美土代町7番地								
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 福神 雄介								
(4) 事 業 内 容	医療用医薬品、医療機器、医療用検査試薬、介護用品、健康食品、一般用医薬品等の卸売販売								
(5) 資 本 金	4,000百万円								
(6) 設 立 年 月 日	1949年8月10日								
(7) 大株主及び持株比率	アルフレッサ HD 100%								
(8) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>割当予定先（業務提携先）が保有している当社の株式はございませんが、割当予定先の親会社であるアルフレッサ HD は、2025年6月末において当社株式を 315,700 株（所有株式数の割合 2.72%）保有しております。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>該当事項はありません。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>割当予定先の関係会社であるアルフレッサ ファーマと「ロビニロール塩酸塩を活用した ALS 治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を2023年3月に締結しております。 また、割当予定先の親会社であるアルフレッサ HD とは「資本及び業務の提携に関する基本合意書」を2023年8月に締結しており、当社株式 315,700 株を保有すると共に当社との日本国内における戦略的な業務提携構築を目的としております。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>該当事項はありません。</td></tr> </table>	資 本 関 係	割当予定先（業務提携先）が保有している当社の株式はございませんが、割当予定先の親会社であるアルフレッサ HD は、2025年6月末において当社株式を 315,700 株（所有株式数の割合 2.72%）保有しております。	人 的 関 係	該当事項はありません。	取 引 関 係	割当予定先の関係会社であるアルフレッサ ファーマと「ロビニロール塩酸塩を活用した ALS 治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を2023年3月に締結しております。 また、割当予定先の親会社であるアルフレッサ HD とは「資本及び業務の提携に関する基本合意書」を2023年8月に締結しており、当社株式 315,700 株を保有すると共に当社との日本国内における戦略的な業務提携構築を目的としております。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。
資 本 関 係	割当予定先（業務提携先）が保有している当社の株式はございませんが、割当予定先の親会社であるアルフレッサ HD は、2025年6月末において当社株式を 315,700 株（所有株式数の割合 2.72%）保有しております。								
人 的 関 係	該当事項はありません。								
取 引 関 係	割当予定先の関係会社であるアルフレッサ ファーマと「ロビニロール塩酸塩を活用した ALS 治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を2023年3月に締結しております。 また、割当予定先の親会社であるアルフレッサ HD とは「資本及び業務の提携に関する基本合意書」を2023年8月に締結しており、当社株式 315,700 株を保有すると共に当社との日本国内における戦略的な業務提携構築を目的としております。								
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。								
(9) 最近3年間の経営成績及び財政状態（連結、単位：百万円。特記しているものを除きます。）									

決算期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
純 資 産	488,335	479,859	482,247
総 資 産	1,339,852	1,447,625	1,439,885
1 株当たり純資産(円)	2,411.89	2,566.50	2,650.27
売 上 高	2,696,069	2,858,500	2,961,051
営 業 利 益	30,148	38,460	38,080
經 常 利 益	32,831	39,997	40,485
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	25,786	29,558	27,389
1 株当たり当期純利益(円)	127.42	154.13	147.54
1 株当たり配当金(円)	57.0	70.0	63.0

※ アルフレッサは親会社（アルフレッサ HD）が形成する企業グループの中核企業であるため、当該親会社の連結決算の数値を記載しております。

(注) 当社は、割当予定先であるアルフレッサ、同社の役員及び主要株主が暴力若しくは威力を用い、

又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、並びにアルフレッサ、同社の役員及び主要株主が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについて、アルフレッサ、同社の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないことを以下とおり認識しております。

当社と割当予定先であるアルフレッサとの間で締結する本業務提携基本契約の中で、アルフレッサは、同社が、反社会的勢力との関係を有していないことを表明しており、また、将来にわたつても関係を有しないことを確約しております。

また、割当予定先の親会社であるアルフレッサ HD は、東京証券取引所プライム市場に上場しており、同社が東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（最終更新日 2025 年 10 月 1 日）に記載された反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を、同取引所のホームページにて確認することにより、割当予定先であるアルフレッサ、同社の役員及び主要株主が特定団体等でないこと及び特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。

当社は、当社の把握する限りにおいて、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係が無いと判断しており、割当予定先と反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を東京証券取引所に提出しております。

4. 日 程

(1) 取 締 役 会 決 議 日	2025 年 11 月 6 日
(2) 契 約 締 結 日	2025 年 11 月 6 日
(3) 業 務 提 携 の 開 始 日	2025 年 12 月 3 日（予定）

5. 今後の見通し

今回の業務提携が当社の今期の業績に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後開示すべき重要な影響を及ぼすことが明らかになった場合には速やかに開示いたします。

II. 第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

1. 募集の概要

(1) 払 返 期 日	2025 年 12 月 3 日
(2) 新株予約権の総数	15 個（第 1 回乃至第 3 回新株予約権付社債の合計） 第 1 回新株予約権付社債 5 個 第 2 回新株予約権付社債 5 個 第 3 回新株予約権付社債 5 個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	社債：総額金 1,500,000,000 円 第 1 回新株予約権付社債 発行総額 500,000,000 円 第 2 回新株予約権付社債 発行総額 500,000,000 円 第 3 回新株予約権付社債 発行総額 500,000,000 円 (各社債の金額 100 円につき金 100 円) 新株予約権：新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとします。
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数：1,999,998 株（第 1 回乃至第 3 回新株予約権付社債の合計） 第 1 回新株予約権付社債 666,666 株（新株予約権 1 個につき 133,333 株） 第 2 回新株予約権付社債 666,666 株（新株予約権 1 個につき 133,333 株）

	第3回新株予約権付社債 666,666 株（新株予約権 1 個につき 133,333 株）
(5) 調達資金の額	1,500,000,000 円（差引手取概算額：1,490,785,000 円）
(6) 行使価額（又は転換価額）	第1回新株予約権付社債 1 株あたり 750 円 第2回新株予約権付社債 1 株あたり 750 円 第3回新株予約権付社債 1 株あたり 750 円 第1回新株予約権乃至第3回新株予約権について、転換期間中に転換価額の修正は行われません（転換価額固定型）。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当予定先	アルフレッサ
(9) 利率及び償還期日	年率：2 % 償還期日： 第1回新株予約権付社債 2028 年 11 月 30 日 第2回新株予約権付社債 2029 年 11 月 30 日 第3回新株予約権付社債 2030 年 11 月 30 日
(10) 償還価額	社債の金額 100 円につき金 100 円

2. 募集の目的及び理由

(1) 資金調達の目的

当社は、有効な治療法が確立していない神経難病に対して、当社取締役 CSO (Chief Scientific Officer) 兼慶應義塾大学教授、再生医療リサーチセンター センター長の岡野栄之、及び当社取締役 CTO (Chief Technology Officer) 兼同大学医学部整形外科学教室教授の中村雅也を中心とした長年の基礎研究の成果を実用化し、一刻も早く臨床の現場に有効な治療法を届けるため、慶應義塾大学医学部発のベンチャー企業として、2016 年 11 月に、「医療イノベーションを実現し、医療分野での社会貢献を果たします」を経営理念として、医薬品及び再生医療等製品の研究・開発・製造・販売を事業目的として設立いたしました。

この事業目的達成のために、開発品の導入や導出のほか、研究開発から臨床、上市までの各段階において、製造、流通、販売等についてパートナー企業との広範な提携関係を構築し、適切なバリューチェーンを構築することが不可欠であると考えております。

アルフレッサグループは、アルフレッサを中心とした医療用医薬品、医療用検査試薬、医療機器・材料等の卸販売、アルフレッサ ヘルスケア株式会社を中心とした一般用医薬品等の卸販売、アルフレッサ ファーマを中心とした医薬品、医療用検査試薬、医療機器・用具、医薬品原薬等の製造販売及びアポクリート株式会社を中心とした調剤薬局の経営を主たる事業としている医薬品の国内取扱いにおいて有数のグループ企業になります。

当社はこれらを勘案し、2023 年 3 月にアルフレッサ ファーマと「ロピニロール塩酸塩を活用した ALS 治療薬の開発権・製造販売権許諾契約」を締結し、2023 年 8 月にはアルフレッサ HD と「資本及び業務の提携に関する基本合意書」の締結を行い、当社株式 315,700 株の割当と併せ、日本国内における戦略的な業務提携を推進しているところであり、サプライチェーン構築推進の為、再生医療事業の主に流通部分の強化を目的とし、アルフレッサと 2025 年 11 月に本業務提携基本契約を締結すると共にアルフレッサを割当予定先とする本新株予約権付社債を発行することを決定いたしました。

なお、当社は 2024 年 12 月期および 2025 年 12 月期中間会計期間における営業キャッシュ・フローが、それぞれ 983 百万円のマイナス、431 百万円のマイナスであり、継続的に営業キャッシュ・フローがマイナスになってはいるものの、2025 年 6 月末時点において 1,836 百万円の現預金を保有しているため、現時点において当面の資金繰りに懸念はございませんが、今般締結する本業務提携基

本契約により再生医療事業を一層推進していく上で資金を更に確保する必要があると考えていることから、今回資金調達を行うことといたしました。

(2) 資金調達方法の選択理由

今回の資金調達は、割当予定先に対し本新株予約権付社債を割り当て、割当先がその発行価額の総額を当社に払い込むことによって当社が資金を調達する仕組みとなっております。なお、本新株予約権付社債の転換価額は、基準日(2025年11月5日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%である750円となっており、この転換価額は当社の事業が進み、株価が一定の成長を遂げた段階で初めて株式転換が行われることを意図したものになります。

また、本新株予約権付社債について償還期日の違いにより3回に分けて発行しておりますが、これは再生医療事業が一般的に多額の研究開発費用と長い時間を要し、その投資資金回収も他産業と比較して相対的に長期に及ぶことを勘案し、償還時の資金負担を分散化することを意図したものになります。

当社は、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達することができ、また、アルフレッサの親会社であるアルフレッサHDが保有する当社の株式に加え、アルフレッサが当社の潜在株式を保有することにより、アルフレッサグループとの業務提携関係を推進することも可能となるため、今般の資金調達方法を選択いたしました。

(本第三者割当による資金調達の特徴)

[メリット]

- ① 本新株予約権付社債の発行により、将来的な自己資本の拡充が期待可能あります。
- ② 本新株予約権付社債は、発行当初から転換価額が750円で固定されており、行使価額修正条項付のいわゆるMSCBやMSワラントと異なり、将来的な市場株価の変更によって転換価額が変動することがなく、本新株予約権付社債が株式に転換した場合に交付される株式数の上限が固定されることになります。

[留意点]

- ① 株価が本新株予約権付社債の転換価額を下回って推移した場合、割当予定先による本新株予約権付社債の転換が期待できないため、自己資本の拡充が達成されません。
- ② 株価が本新株予約権付社債の転換価額を超えている場合でも、割当予定先が本新株予約権付社債を転換するとは限らず、自己資本の拡充時期には不確実性があります。
- ③ 本新株予約権付社債については、発行時点においては会計上の負債であり資本には算入されず、一時的に負債比率が上昇します。

(他の資金調達方法との比較)

- ① 公募増資又は第三者割当の方法による新株式の発行の場合、一度に新株式を発行して資金調達を完了させることができる反面、1株当たりの利益の希薄化が同時に発生し、新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性が考えられます。
- ② 株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ③ いわゆるライツ・イシューには、発行会社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、発行会社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが

予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューは、上記の株主割当増資と同様に、割当先である既存投資家の参加率が不透明であり、十分な額の資金調達を実現できるかどうかが不透明であり、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。

- ④ 株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる MSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しておりますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する影響が大きいと考えられることから今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。
- ⑤ 株価に連動して行使価額が修正される新株予約権（いわゆる MS ワラント）は、潜在株式数は予め固定されているものの、行使価額の下方修正がなされた場合には、仮に発行した新株予約権が全部行使された場合でも当初予定していた金額の資金を調達することができない可能性があり、また現状対比で低い価格で新株式が発行されることにより、当社の株価に悪影響を与えるおそれがあることから、今回の資金調達方法としては適当でないと判断いたしました。
- ⑥ 社債及び借り入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、本新株予約権付社債のような資本への転換の機会がなく、調達金額が負債となるため、財務健全性指標が低下します。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（1）調達する資金の額

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
1,500,000,000円	9,215,000	1,490,785,000

(注) 1. 払込金額の総額は、第1回新株予約権付社債に係る払込金額、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債に係る払込金額を合算したものになります。

・第1回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円
・第2回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円
・第3回新株予約権付社債に係る払込金額の総額	500,000,000円

2. 発行諸費用の内訳は、本新株予約権付社債の発行に関する弁護士費用、登記費用、第三者評価機関による評価算定費用及びその他諸費用の合計額となります。

3. 発行諸費用の概算額には消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（2）調達する資金の具体的な使途

上記、差引手取概算額 1,490 百万円につきましては、下表記載の各資金使途に充当する予定であります。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定期間
① 研究開発資金（KP8011（亜急性期脊髄損傷）をはじめとした再生医療事業の研究開発費資金（人件費除く））	690	2026年1月～2029年12月
② 研究開発資金（人件費、共通費）	400	2026年1月～2028年12月
③ 運転資金	400	2026年1月～2028年12月

(注) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

<手取金の使途について>

①研究開発資金（KP8011（亜急性期脊髄損傷）をはじめとした再生医療事業の研究開発費資金（人件費除く））

当社は慶應義塾大学医学部発ベンチャー企業として、iPS 細胞を活用した創薬事業（以下「iPS 創薬事業」といいます。）、iPS 細胞を活用した再生医療事業（以下「再生医療事業」といいます。）の研究・開発とその収益化を短期的な視点だけではなく、中長期的な視点も意識して推進しております。

その内、再生医療事業では、5つの開発パイプラインの研究を行っており、その内の亜急性期脊髄損傷に関する開発パイプラインにおいて、2025年3月21日に当社の共同研究先である慶應義塾大学医学部等により発表された「亜急性期脊髄損傷に対する iPS 細胞由来神経前駆細胞を用いた再生医療」の臨床研究について（経過観察の終了）によると、目標どおり4症例への移植を実施し、細胞移植後1年間の経過観察を完遂し、4症例全てが安全性及び有効性評価に含められた旨が報告されたことを受け、2025年4月4日に適時開示した「亜急性期脊髄損傷に関する慶應義塾大学との共同研究契約締結のお知らせ」に記載のとおり、学校法人慶應義塾とこれまでの共同研究成果を引き継いだ共同研究契約等を新たに締結している等、着実に事業を推進しております。

一方、当社が行っている再生医療事業は未開拓の領域ということもあります、多額の研究開発費用と長い研究期間を要し、安定的に資金を確保した上で研究開発費用に充当する必要があることから、亜急性期脊髄損傷をはじめとした再生医療事業に直接関係する学校法人慶應義塾との共同研究契約に基づく共同研究費等の研究開発費資金（人件費除く）として、今回調達する資金のうち、690 百万円を 2026 年 1 月から 2029 年 12 月にわたり充当する予定であります。

②研究開発資金（人件費、共通費）

当社は iPS 創薬事業と再生医療事業の2つの事業を推進しておりますが、どちらも iPS 細胞を活用するという特性があり、密接に関係していることから、人件費や試薬購入費等の一部費用に関しては、iPS 創薬事業又は再生医療事業のどちらにも区分し難い費用がございます。

これらの費用も再生医療事業の推進に不可欠であることから、今回調達する資金のうち、400 百万円を 2026 年 1 月から 2028 年 12 月にわたり充当する予定であります。

③運転資金

上記①、②に記載した研究開発以外の事業開発や管理部門に関する人件費や家賃等の費用として、今回調達する資金のうち、400 百万円を 2026 年 1 月から 2028 年 12 月にわたり充当する予定であります。なお、手取金の使途について上記の使途以外への充当を決定した場合や、追加の資金の調達があった場合には、適時適切に開示いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載のとおり、今回調達する資金は今後の当社の中長期的な企業価値の向上に寄与するもので、かかる資金使途は合理的なものであり、また、既存株主の皆様の利益にも資するものと考えております。

5. 発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の転換価額は、割当予定先との協議により、基準日(2025年11月5日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の120%に相当する金額750円に決定いたしました。

第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の払込金額その他の発行条件は、各々の新株予約権付社債引受（投資）契約に従い、当社及び割当予定先から独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に本新株予約権付社債の価値算定を依頼した上で、本新株予約権付社債の公正価値を額面100円当たり100円と算定した本新株予約権付社債の評価報告書を受領致しました。プルータス・コンサルティングは、第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債の発行要項並びに新株予約権付社債発行引受契約に定められた諸条件を相対的に適切に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権付社

債の評価を実施しており、現時点における市場環境、当社の資金需要、当社の採りうる資金調達手法等を勘案すると、当社が新株予約権付社債引受契約に従って第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債を発行することには合理性が認められると考えております。

なお、当社監査役3名（全員が社外監査役）全員から、本新株予約権付社債の発行条件は、第三者算定機関の選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された価値評価額以上であること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことから、割当予定先に特に有利な金額での発行に該当せず、適法である旨の意見を得ております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債が当初の転換価額750円で全て転換された場合に交付される株式数は1,999,998株（議決権数19,999個）であり、2025年6月30日現在の当社の発行済株式総数11,604,600株（議決権数116,008個）に対して17.23%（議決権に対し17.24%）（小数点第三位を四捨五入）の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当により調達した資金を、「II 第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期限（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、開発パイプラインの開発進捗を着実に進めることは、当社の事業価値向上に貢献し、当社の株主価値向上に資するものと考えております。

また、当社普通株式の過去6か月における1日当たり平均出来高は119,675株であることから、第1回新株予約権付社債、第2回新株予約権付社債及び第3回新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式を円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していると考えております。

以上より、本第三者割当における発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

上記「I. 業務提携 3. 業務提携の相手先の概要」をご参照ください。

（2）割当予定先を選定した理由

上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の目的」に記載のとおり、当社は、アルフレッサグループとの日本国内における戦略的な業務提携を推進しているところであります。サプライチェーン構築推進の為、再生医療事業の主に流通部分の強化を目的とし、アルフレッサを第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

（3）割当予定先の保有方針

アルフレッサは、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権付社債を第三者に譲渡することはできません。

また、本新株予約権付社債が当社普通株式に転換された場合については、アルフレッサ株式会社との協議において、同社による本第三者割当による当社への投資は本業務提携基本契約に伴い行われるものであり、同社は、事業戦略上重要な目的を有する場合には、当該株式を中長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。

（4）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先であるアルフレッサからは、本新株予約権付社債の払込金額総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けております。また、アルフレッサが2025年6月17日に公表した「第78期決算公告」の貸借対照表から、アルフレッサにおけ

る十分な流動資産の存在を確認したことから、当社としてかかる払込み及び行使に支障はないと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2025年6月30日現在）		募 集 後	
福島 弘明	20.09%	福島 弘明	17.13%
SBI Ventures Two 株式会社	14.88%	アルフレッサ	14.70%
中村 雅也	10.14%	SBI Ventures Two 株式会社	12.69%
岡野 栄之	10.05%	中村 雅也	8.65%
大和日台バイオベンチャー2号投資事業有限責任組合	9.85%	岡野 栄之	8.57%
かごしまバリューアップ投資事業有限責任組合	5.52%	大和日台バイオベンチャー2号投資事業有限責任組合	8.40%
アルフレッサ HD	2.72%	かごしまバリューアップ投資事業有限責任組合	4.71%
テクノロジーベンチャーズ5号投資事業有限責任組合	2.02%	アルフレッサ HD	2.32%
楽天証券株式会社	0.92%	テクノロジーベンチャーズ5号投資事業有限責任組合	1.72%
JP モルガン証券株式会社	0.76%	楽天証券株式会社	0.78%

8. 今後の見通し

今回の第三者割当の方法による本新株予約権付社債の発行が当社の今期の業績に与える影響は軽微であります。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本第三者割当は、①希薄化率 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（1）最近3年間の業績

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売 上 高	—	1,000,000 千円	—
営業利益又は営業損失（△）	△353,772 千円	366,057 千円	△836,346 千円
経常利益又は経常損失（△）	△359,233 千円	344,184 千円	△836,243 千円
当期純利益又は当期純損失（△）	△392,427 千円	260,330 千円	△846,455 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失（△）	△42.06 円	25.42 円	△72.94 円
1株当たり配当金	0.00 円	0.00 円	0.00 円
1株当たり純資産	△122.77 円	267.55 円	194.60 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2025年11月6日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	11,604,600 株	100%
現時点における潜在株式数	1,160,000 株	10.0%

(注) 上記潜在株式数は、全てストックオプションによるものであります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	—	875 円	708 円
高 値	—	980 円	1,016 円
安 値	—	531 円	550 円
終 値	—	720 円	621 円

(注) 当社株式は、2023年10月17日から東京証券取引所グロース市場に上場されており、それ以前の株価については該当事項がありません。

② 最近6か月間の状況

	6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	757 円	725 円	737 円	671 円	703 円	630 円
高 値	849 円	752 円	826 円	869 円	710 円	635 円
安 値	710 円	697 円	657 円	650 円	604 円	610 円
終 値	725 円	736 円	671 円	703 円	626 円	625 円

(注) 11月の株価については、2025年11月5日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2025年11月5日
始 値	626 円
高 値	630 円
安 値	610 円
終 値	625 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資（新規上場時）

払込期日	2023年10月16日
調達資金の額	1,447,320,000円（差引手取概算額）
発行価額	1株につき874円
募集時における発行済株式数	9,879,000株
当該募集による発行株式数	1,680,000株
募集後における発行済株式総数	11,559,000株
発行時における当初の資金用途	(i) iPS創薬事業、再生医療事業のそれぞれのパイプラインの研究開発資金として、938百万円 (ii) 米国への今後設立予定である研究所の関連資金として、300百万円

	(iii) 運転資金として、249 百万円
発行時における支出予定時期	(i) 2024年12月期 700 百万円、2025年12月期 238 百万円 (ii) 2024年12月期 300 百万円 (iii) 2024年12月期 249 百万円
2025年6月末における充当状況	(i) iPS創薬事業、再生医療事業のそれぞれのパイプラインの研究開発資金 516 百万円 (ii) 米国への今後設立予定である研究所の関連資金 9 百万円 (iii) 運転資金 249 百万円 (下記②記載のオーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による資金調達を含めた充当状況となっております。)

(注) ①公募増資（新規上場時）及び②オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資における当初の資金使途並びに支出予定時期は上記(i)、(ii) であります但是、2025年3月28日付公表「上場時調達資金の充当予定時期変更に関するお知らせ」に基づき、以下のとおり変更となっております。

【変更前】

資金使途	金額（百万円）	充当予定期
①研究開発資金	938	2024年12月期～2025年12月期
②米国拠点関連資金	300	2024年12月期
③運転資金	249	2024年12月期
合計	1,487	

【変更後】

資金使途	金額（百万円）	充当予定期
①研究開発資金	938	2024年12月期～2026年12月期
②米国拠点関連資金	300	2024年12月期～2026年12月期
③運転資金	249	2024年12月期
合計	1,487	

②第三者割当増資（有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資））

払込期日	2023年11月15日
調達資金の額	39,854,400 円（差引手取概算額）
発行価額	874 円
募集時における発行済株式数	11,559,000 株
当該募集による発行株式数	45,600 株
募集後における発行済株式総数	11,604,600 株
割当先	株式会社SBI証券
発行時における当初の資金使途	上記「①公募増資（新規上場時）」に含めて記載しております。
発行時における支出予定期	上記「①公募増資（新規上場時）」に含めて記載しております。
現時点における充当状況	上記「①公募増資（新規上場時）」に含めて記載しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 募集社債の名称

株式会社ケイファーマ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 募集社債の総額

金500,000,000円

3. 各募集社債の金額

金100,000,000円の1種

4. 払込金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率2%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2025年12月3日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2025年12月3日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、アルフレッサ株式会社（以下「アルフレッサ」という。）に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2028年11月30日に、その総額を本社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(6)号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、償還日の2週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、いつでも、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。
- (4) 組織再編行為による繰上償還
当社は、(i)当社が消滅会社となる合併、(ii)当社が吸収分割会社となる吸収分割、(iii)当社が新設分割会社となる新設分割、(iv)当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は(v)当社が子会社と

なる株式交付（以下、個別に又は総称して「組織再編行為」という。）につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合で、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以後、本新株予約権付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株予約権付社債権者に対する償還決定の通知があった場合には、当該請求日又は通知日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(6) 当社は、当社がアルフレッサとの間で締結する2025年11月6日付業務提携基本契約書（以下「本業務提携基本契約」という。）第4条に定める義務に違反した場合には、アルフレッサが指定する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2026年6月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月30日及び12月31日（最後の支払いに関しては2028年11月30日）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(2) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の償還後は、利息は発生しない。

(4) 本社債が2028年11月30日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該償還日（同日を含む。）までの期間について支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。

13. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。

但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産
当該本新株予約権に係る本社債
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
- ③ 転換価額
各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、750 円とする。但し、転換価額は下記⑤の規定に従って調整される。
- ④ 転換価額の修正
転換価額の修正は行わない。
- ⑤ 転換価額の調整
(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

1 株あたりの

調整後	調整前	既発行 普通株式	+ 数	交付普通× 株式数	払込金額 時価
				= ×	
転換価額	転換価額	既発行株式数+交付株式数			

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる証券又は権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ニ)(b)に定める時価を下回る対価（本(ロ)(e)に定義する。以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(ニ)(b)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付

株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(二)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に上記(c)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の下記(二)(c)に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の下記(二)(c)に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。本(d)における「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、本(ロ)又は下記(ホ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関する「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (e) 本(ロ)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の交付に際して払込みその他対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (f) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (g) 本号(a)乃至(c)の各取引において、各取引にかかる基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以後の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後の転換価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{調 整 前} - \text{調 整 後} \\ \text{転 換 価 額} \quad \text{転 換 価 額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{調 整 前 転 換 価 額} \\ \text{により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調 整 後 転 換 価 額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (二)(a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

(c) 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(ホ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1 株当たりの払込金額」は、上記(ロ)(a)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は 0 円とする。）、上記(ロ)(b)及び(f)の場合は 0 円とし、上記(ロ)(c)及び(d)の場合は上記(ロ)(e)で定める対価の額とする。

(ホ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく転換価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ヘ) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(g)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、2025 年 12 月 4 日から 2028 年 11 月 30 日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日
- ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- ③ 当社が、第 11 項第(3)号乃至第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- ④ 当社が、第 15 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本新株予約権付社債を買い入れ当該本新株予約権付社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に付された本新株予約権についても同様とする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しよ

うとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第 20 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権が付された本社債について弁済期が到来するものとする。
- (10) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

14. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
- ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなかったとき。
 - ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ⑤ 当社が本業務提携基本契約における誓約事項に違反したとき。
 - ⑥ 当社が(i) 本新株予約権付社債のアルフレッサへの割当てに係る当社とアルフレッサの間の 2025 年 11 月 6 日付投資契約書における表明及び保証、又は(ii) 本業務提携基本契約における表明及び保証に違反したとき。
- (2) 当社が第 11 項、第 13 項第(4)号⑤、同項第(11)号又は第 14 項の規定に違背し、3 銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

17. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

株式会社ケイファーマ 経営管理部

18. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 募集社債の名称

株式会社ケイファーマ第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 募集社債の総額

金 500,000,000 円

3. 各募集社債の金額

金 100,000,000 円の 1 種

4. 払込金額

各社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 2%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2025 年 12 月 3 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2025 年 12 月 3 日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、アルフレッサ株式会社（以下「アルフレッサ」という。）に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2029 年 11 月 30 日に、その総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(6)号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、償還日の 2 週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、いつでも、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。
- (4) 組織再編行為による繰上償還

当社は、(i)当社が消滅会社となる合併、(ii)当社が吸収分割会社となる吸収分割、(iii)当社が新設分割会社となる新設分割、(iv)当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は(v)当社が子会社と

なる株式交付（以下、個別に又は総称して「組織再編行為」という。）につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合で、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以後、本新株予約権付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株予約権付社債権者に対する償還決定の通知があった場合には、当該請求日又は通知日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(6) 当社は、当社がアルフレッサとの間で締結する2025年11月6日付業務提携基本契約書（以下「本業務提携基本契約」という。）第4条に定める義務に違反した場合には、アルフレッサが指定する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2026年6月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月30日及び12月31日（最後の支払いに関しては2029年11月30日）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(2) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の償還後は、利息は発生しない。

(4) 本社債が2029年11月30日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該償還日（同日を含む。）までの期間について支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。

13. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産
当該本新株予約権に係る本社債
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
- ③ 転換価額
各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、750 円とする。但し、転換価額は下記⑤の規定に従って調整される。
- ④ 転換価額の修正
転換価額の修正は行わない。
- ⑤ 転換価額の調整
(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

1 株あたりの

調整後	調整前	既発行 普通株式 数	交付普通×	時 価
			株式数	
			既発行株式数+交付株式数	
転換価額	転換価額			

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる証券又は権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ニ)(b)に定める時価を下回る対価（本(ロ)(e)に定義する。以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(ニ)(b)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付

株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(二)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に上記(c)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、(i)上記交付の直前の下記(二)(c)に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の下記(二)(c)に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。本(d)における「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、本(ロ)又は下記(ホ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関する「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (e) 本(ロ)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (f) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (g) 本号(a)乃至(c)の各取引において、各取引にかかる基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後の転換価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{調 整 前} - \text{調 整 後} \\ \text{転 換 価 額} \quad \quad \quad \text{転 換 価 額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{調 整 前 転 換 価 額} \\ \text{により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調 整 後 転 換 価 額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (二)(a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

(c) 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(ホ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1 株当たりの払込金額」は、上記(ロ)(a)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は 0 円とする。）、上記(ロ)(b)及び(f)の場合は 0 円とし、上記(ロ)(c)及び(d)の場合は上記(ロ)(e)で定める対価の額とする。

(ホ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく転換価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ヘ) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(g)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、2025 年 12 月 4 日から 2029 年 11 月 30 日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日
- ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- ③ 当社が、第 11 項第(3)号乃至第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- ④ 当社が、第 15 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本新株予約権付社債を買い入れ当該本新株予約権付社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に付された本新株予約権についても同様とする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しよ

うとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第 20 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権が付された本社債について弁済期が到来するものとする。
- (10) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

14. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
- ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなかったとき。
 - ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ⑤ 当社が本業務提携基本契約における誓約事項に違反したとき。
 - ⑥ 当社が(i) 本新株予約権付社債のアルフレッサへの割当てに係る当社とアルフレッサの間の 2025 年 11 月 6 日付投資契約書における表明及び保証、又は(ii) 本業務提携基本契約における表明及び保証に違反したとき。
- (2) 当社が第 11 項、第 13 項第(4)号⑤、同項第(11)号又は第 14 項の規定に違背し、3 銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

17. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

株式会社ケイファーマ 経営管理部

18. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行要項

1. 募集社債の名称

株式会社ケイファーマ第3回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 募集社債の総額

金 500,000,000 円

3. 各募集社債の金額

金 100,000,000 円の 1 種

4. 払込金額

各社債の金額 100 円につき金 100 円

但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

5. 本新株予約権付社債の券面

無記名式とし、社債券及び新株予約権証券は発行しない。

なお、本新株予約権付社債は会社法第 254 条第 2 項本文及び第 3 項本文の定めにより、本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。

6. 利率

年率 2%

7. 担保・保証の有無

本新株予約権付社債には担保及び保証は付されておらず、また、本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。

8. 申込期日

2025 年 12 月 3 日

9. 本社債の払込期日及び本新株予約権の割当日

2025 年 12 月 3 日

10. 募集の方法

第三者割当ての方法により、アルフレッサ株式会社（以下「アルフレッサ」という。）に全額を割り当てる。

11. 本社債の償還の価額、方法及び期限

- (1) 本社債は、2030 年 11 月 30 日に、その総額を本社債の金額 100 円につき金 100 円で償還する。但し、繰上償還に関しては、本項第(3)号乃至第(6)号に定めるところによる。
- (2) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社は、償還日の 2 週間前までに本新株予約権付社債権者に通知した上で、いつでも、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。
- (4) 組織再編行為による繰上償還
当社は、(i)当社が消滅会社となる合併、(ii)当社が吸収分割会社となる吸収分割、(iii)当社が新設分割会社となる新設分割、(iv)当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転又は(v)当社が子会社と

なる株式交付（以下、個別に又は総称して「組織再編行為」という。）につき公表し、又は当社株主総会で承認決議した場合で、本新株予約権付社債権者の書面による請求があった場合には、当該請求日の翌銀行営業日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(5) 上場廃止等による繰上償還

当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以後、本新株予約権付社債権者から書面による請求、又は当社から本新株予約権付社債権者に対する償還決定の通知があった場合には、当該請求日又は通知日の翌銀行営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(6) 当社は、当社がアルフレッサとの間で締結する2025年11月6日付業務提携基本契約書（以下「本業務提携基本契約」という。）第4条に定める義務に違反した場合には、アルフレッサが指定する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき100円で償還する。

(7) 当社は、本新株予約権付社債の発行後いつでも本新株予約権付社債を買い入れることができる。買い入れた本新株予約権付社債について消却を行う場合、本社債又は本新株予約権の一方のみを消却することはできない。

12. 本社債の利息支払の方法及び期限

(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日（同日を含む。）から償還日（同日を含む。）までこれを付し、2026年6月30日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月30日及び12月31日（最後の支払いに関しては2030年11月30日）に、当該利払日の直前の利払日（第1回の利払日に関しては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含む。）までの期間（以下「利息計算期間」という。）について、各々その日までの利息計算期間相当分を支払う。但し、1年に満たない利息計算期間につき利息を計算するときは、1年を365日とする日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。

(2) 利払日が銀行休業日にあたるときは、その支払いは当該利払日の直前の銀行営業日にこれを繰り上げる。

(3) 本社債の償還後は、利息は発生しない。

(4) 本社債が2030年11月30日よりも前に償還される場合、当該償還される本社債の利息は、当該償還日の直前の利払日（第1回の利払日より前に本社債が償還される場合においては払込期日）の翌日（同日を含む。）から当該償還日（同日を含む。）までの期間について支払われる。また、本新株予約権が行使された場合、当該本新株予約権の行使請求の効力発生日の直前の利払日後における当該本新株予約権に係る本社債の利息は発生しない。

13. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は1個とし、合計5個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

① 種類

当社普通株式

② 数

本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を第(4)号③に定める転換価額で除して得られる最大の整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

- ① 各本新株予約権の行使に際して出資される財産
当該本新株予約権に係る本社債
- ② 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
当該本新株予約権に係る本社債の金額と同額とする。
- ③ 転換価額
各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、750 円とする。但し、転換価額は下記⑤の規定に従って調整される。
- ④ 転換価額の修正
転換価額の修正は行わない。
- ⑤ 転換価額の調整
(イ) 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、下記(ロ)に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

1 株あたりの

調整後	調整前	既発行 普通株式 数	交付普通×	時 価
			株式数	
転換価額	転換価額		既発行株式数+交付株式数	

(ロ) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (a) 下記(ニ)(b)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式又は取得条項付新株予約権の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる証券又は権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）
調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (b) 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (c) 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに下記(ニ)(b)に定める時価を下回る対価（本(ロ)(e)に定義する。以下同じ。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は下記(ニ)(b)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）
調整後の転換価額は、交付される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、交付される日又は無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるため又は無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付

株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換又は行使され普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (d) 取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記(二)(b)に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合
調整後の転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に上記(c)による転換価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数が、(i) 上記交付の直前の下記(二)(c)に定める既発行普通株式数を超えるときに限り、調整後の転換価額は、当該超過する株式数を転換価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、(ii) 上記交付の直前の下記(二)(c)に定める既発行普通株式数を超えない場合は、本(d)の調整は行わないものとする。本(d)における「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における、当社の発行済普通株式の総数から、当該日における当社の有する当社の普通株式数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、本(ロ)又は下記(ホ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関する「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

- (e) 本(ロ)における対価とは、取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の交付に際して払込みその他対価関係にある支払がなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換又は行使に際して取得請求権付株式等又は取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換又は行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (f) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (g) 本号(a)乃至(c)の各取引において、各取引にかかる基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以後の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(a)乃至(c)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整後の転換価額の適用日以降において、次の算出方法により、当社普通株式を追加交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left[\begin{array}{l} \text{調 整 前} - \text{調 整 後} \\ \text{転 換 価 額} \quad \text{転 換 価 額} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{調 整 前 転 換 価 額} \\ \text{により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調 整 後 転 換 価 額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (ハ) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (二)(a) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- (b) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を四捨五入する。

(c) 転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、各取引に係る基準日がある場合はその日、また、当該基準日が定められていない場合は、調整後の転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とし、当該転換価額の調整前に、上記(ロ)又は下記(ホ)に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式分割が行われる場合には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。転換価額調整式で使用する「1 株当たりの払込金額」は、上記(ロ)(a)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は 0 円とする。）、上記(ロ)(b)及び(f)の場合は 0 円とし、上記(ロ)(c)及び(d)の場合は上記(ロ)(e)で定める対価の額とする。

(ホ) 上記(ロ)記載の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当社取締役会が合理的に判断するときには、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

- (a) 会社分割、株式交換又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (b) その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- (c) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく転換価額の調整に際して、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(ヘ) 転換価額の調整を行うときは、当社は、調整後の転換価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権付社債権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(ロ)(g)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の行使期間は、2025 年 12 月 4 日から 2030 年 11 月 30 日まで（以下「行使請求期間」という。）とする。但し、以下の期間については、本新株予約権を行使することができない。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日、その前銀行営業日及び前々銀行営業日
- ② 株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日
- ③ 当社が、第 11 項第(3)号乃至第(5)号に基づき本社債を繰上償還する場合は、償還日の前銀行営業日以降
- ④ 当社が、第 15 項に基づき本社債につき期限の利益を喪失した場合には、期限の利益を喪失した時以降

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ② 本社債が償還された場合には、本社債に付された本新株予約権を行使することはできないものとし、当社が本新株予約権付社債を買い入れ当該本新株予約権付社債に係る社債部分を消却した場合における当該本社債に付された本新株予約権についても同様とする。

(7) 本新株予約権の取得条項

本新株予約権の取得条項は定めない。

(8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 本新株予約権の行使請求の方法

- ① 本新株予約権付社債権者は、本新株予約権を行使する場合、当社の定める行使請求書に、行使請求しよ

うとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に第 20 項に定める行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ② 本号に従い行使請求が行われた場合、その後これを撤回することができない。
 - ③ 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求書が行使請求受付場所に到達した日に発生する。本新株予約権の行使の効力が発生したときは、当該本新株予約権が付された本社債について弁済期が到来するものとする。
- (10) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 当社は、本新株予約権の行使の効力が発生した日以後、遅滞なく振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

14. 担保提供制限

当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で今後発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも、担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第 2 条第 22 号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第 236 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。

15. 期限の利益喪失に関する特約

- (1) 当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。
- ① 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき。
 - ② 当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができなかったとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができなかったとき。
 - ③ 当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。
 - ④ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生法手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
 - ⑤ 当社が本業務提携基本契約における誓約事項に違反したとき。
 - ⑥ 当社が(i) 本新株予約権付社債のアルフレッサへの割当てに係る当社とアルフレッサの間の 2025 年 11 月 6 日付投資契約書における表明及び保証、又は(ii) 本業務提携基本契約における表明及び保証に違反したとき。
- (2) 当社が第 11 項、第 13 項第(4)号⑤、同項第(11)号又は第 14 項の規定に違背し、3 銀行営業日以内にその履行がなされない場合、本新株予約権付社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができる。

16. 社債管理者

本新株予約権付社債に、社債管理者は設置しない。

17. 元金支払事務取扱場所（元金支払場所）

株式会社ケイファーマ 経営管理部

18. 本新株予約権付社債権者に対する通知の方法

本新株予約権付社債権者に対する通知は、当社の定款所定の公告の方法によりこれを行う。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告に代えて各本新株予約権付社債権者に対し直接に書面により通知する方法によることができる。

19. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 2 週間前までに本社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告又は通知する。
- (2) 本社債の社債権者集会は、本新株予約権付社債権者と当社との間で特段の合意が無い限り、東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債の種類（会社法第 681 条第 1 号に定める種類をいう。）の社債の総額（償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。）の 10 分の 1 以上にあたる本社債を有する本新株予約権付社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

20. 行使請求受付場所

株主名簿管理人 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と、本社債の利率、繰上償還及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととした。

22. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) その他本新株予約権付社債発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上